

## 第5章 計画

### 1 都立高校改革

#### (1) これまでの都立高校改革

東京都教育委員会は、平成9年9月に都立高校改革のための長期計画である「都立高校改革推進計画」（平成9～18年度）を策定した。これに基づく二次にわたる実施計画と、その後の社会状況の変化や教育への都民の期待の高まりなどを踏まえた「都立高校改革推進計画・新たな実施計画」（平成14年10月策定）により、一人一人の生徒の多様性に対応した弾力的な教育を実施し、中途退学率の低下や都立高等学校入学者選抜の倍率の回復等、一定の成果を上げてきた。

その後、都立高校改革推進計画に基づく取組の成果検証や、中学生や高校生を含む都民、企業、大学等を対象とした都立高等学校に対する意識調査を実施した上で、平成23年9月に都立高校白書を作成・公表し、生徒の学力や体力、規範意識、職業的自立意識、教員の資質・能力や学校の経営体制などについての現状と課題を明らかにした。

それに基づき、その間の教育基本法の改正（平成18年）や学習指導要領の改訂（平成21年）の趣旨も踏まえながら、都立高等学校が都民の期待に応えていくためには、明らかになった課題の解決に向けて計画的に取り組んでいく必要があるという認識のもと、平成24年2月に、10年間の新たな長期計画である「都立高校改革推進計画」（平成24～令和3年度）と、当初4年間の具体的な計画である第一次実施計画を策定し、都立高等学校の更なる改革に取り組んできた。また、平成28年2月に都立高校改革推進計画を一部改訂するとともに、新たな取組を数多く盛り込んだ新実施計画を策定した。平成31年2月には新実施計画に基づく取組を着実に推進するとともに、都民の期待・信頼に応え、魅力ある都立高校であり続けることを目的として、「新実施計画（第二次）」を策定した。

#### (2) 「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム」の策定

東京都教育委員会は、これまで生徒の学びの充実やその学びを支える教育環境の整備など様々な取組を進めてきた。一方で、グローバル化の進展やコロナ禍による交流・体験活動の機会の減少など生徒を取り巻く環境は変化しており、加えて、不登校やヤングケアラー等様々な困難を抱える生徒への支援等、都立高校に対する都民の期待は依然大きなものがある。

こうした、都立高校を取り巻く環境が変化する中、新たな課題等の解決とともに、都立高校の魅力向上を図るため、令和5年3月に「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム」を策定し、令和6年3月には、本プログラムの改善・充実を図るため、令和6年度に新たに実施する取組や拡充して実施する取組を反映した「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム<令和6年更新版>」を策定した。

## (3) 「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」の策定

## ア 背景と目的

東京都教育委員会は「東京都教育ビジョン（第5次）」において「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」を施策の柱の一つに設定するとともに、令和6年3月に策定した「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム＜令和6年更新版＞」において具体的な施策を取りまとめるなど、様々な困難を抱える生徒に対する支援にも取り組んできた。

現在、都立高校における困難を抱える生徒は増加傾向にあり、生徒のニーズも多様化している。また、困難を抱える生徒が多く在籍する一部の学校では受入環境の改善が必要なことに加え、困難を抱える生徒に対する支援策の実施に当たっては、関係者により様々な側面から連携して取り組む必要がある。

このような状況を踏まえ、困難を抱える生徒に対する支援の取組を総合的に進め、都立高校における多様な生徒たちの学びや成長を支える学習・教育環境の充実を図ることを目的に「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」を策定した。

## イ 支援の取組

- 生徒が相談できる体制の充実
- 生徒の事情や悩みに応じた適切な支援
- 多様な生徒の受入環境の充実

## ウ 実施期間

令和7年度から令和9年度まで

## (4) 都立高校等の配置計画等(令和7年12月1日現在)

## ア 学校の設置

内容	対象校＜設置場所＞	開校(予定)年度
「新たな教育のスタイル」の実施校（仮称）	＜旧東京都職員白金住宅地＞	—

※「新たな教育のスタイル」の実施校（仮称）については、基本設計の結果等を踏まえ、できるだけ早期に開校予定

## イ 募集停止

内容	対象校	募集停止年度
一部の夜間定時制課程について、学科ごとに地域バランス等を考慮したうえで募集停止を実施	立川高校	令和7年度 (令和9年度末期課程予定)
	小山台高校 桜町高校 大山高校 北豊島工科高校 蔵前工科高校	令和8年度 (令和10年度末期課程予定)

	葛飾商業高校	
--	--------	--

## 2 東京都特別支援教育推進計画

### (1) これまでの東京都特別支援教育推進計画

東京都教育委員会は、平成15年3月に国が示した「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」や平成16年6月の障害者基本法の改正等を受け、都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に東京都特別支援教育推進計画を策定した。

具体的には、第一次実施計画（平成16年度～平成19年度）、第二次実施計画（平成20年度～平成22年度）及び第三次実施計画（平成23年度～平成28年度）に基づき、特別支援学校の再編整備、個に応じた指導と支援の充実、発達障害教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程（以下「小・中学校」という。）並びに都立高校及び都立中等教育学校後期課程（以下「都立高校等」という。）を含めた全ての学校において特別支援教育の推進に取り組んできた。

### (2) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定

障害者や東京都を取り巻く様々な状況の変化の中、東京都特別支援教育推進計画の計画期間終了後も引き続き特別支援教育を推進していくため、新たな特別支援教育推進のための長期計画として、東京都特別支援教育推進計画（第二期）（以下「推進計画（第二期）」とする。）を平成29年2月に策定した。

#### ア 基本理念

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成

#### イ 計画の構成

長期計画である推進計画（第二期）と、当面の具体的な取組を明らかにする第一次から第三次までの実施計画で構成

平成29年2月に推進計画（第二期）及び第一次実施計画を策定

令和4年3月に第二次実施計画を策定

令和7年3月に第三次実施計画を策定



#### ウ 計画のポイント

- (ア) 共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実  
 全ての障害のある幼児・児童・生徒が自分らしい生き方を見付け、将来の夢や希望を実現するため、全ての学びの場における指導と教育環境を更に充実  
 ⇒施策の方向性Ⅰ・Ⅱ
- (イ) 未来の東京を見据えた特別支援教育の推進  
 防災教育やスポーツ・芸術教育など、東京や社会の変化を見据えた教育を新たに推進 ⇒施策の方向性Ⅲ
- (ウ) 特別支援教育を支える基盤の強化  
 教員の専門性向上や区市町村教育委員会への支援の充実など、特別支援教育の基盤を一層強化 ⇒施策の方向性Ⅳ

### (3) 推進計画（第二期）の目指す将来像と政策目標

#### <施策の方向性Ⅰ>特別支援学校における特別支援教育の充実

##### 《目指す将来像》

- 特別支援学校に在籍する全ての幼児・児童・生徒が、視野や関心を広げるための教育を受け、自らの将来について明確な目標を持ち、その実現に向けて、生き生きとした学校生活を送っている。
- 全ての特別支援学校において、充実した教育環境の中、幼児・児童・生徒一人一人の障害の種類・程度や多様な教育ニーズに応じた専門性の高い指導・支援が行われ、それぞれの有する能力が最大限に高められている。
- スポーツや芸術など様々な場面における交流活動等を充実することで、特別支援学校と小学校、中学校、都立高校等の幼児・児童・生徒が、お互いに理解し合い、尊重し合う心を育んでいる。

##### 《政策目標》

事 項	推進計画（第二期） 策定時	推進計画（第二期） の目標値
都立特別支援学校高等部において準ずる教育課程を履修した卒業生の進学率（特別支援学校高等部専攻科への進学者を除く。）	42.9% H27 年度卒	53%以上 R9 年度卒
都立特別支援学校高等部卒業生の企業就労率	41.2% H27 年度卒	50%以上 R9 年度卒
都立知的障害特別支援学校高等部卒業生の企業就労率	46.4% H27 年度卒	55%以上 R9 年度卒
自立活動を主とする教育課程を履修する児童・生徒の個別指導計画を複数の分野の専門家が関与して作成している都立特別支援学校数	26校 H28 年度	対象となる児童・生徒が在籍する全都立特別支援学校 R9 年度
都立知的障害特別支援学校高等部の就業技術科・職能開発科の設置校数	7校 H28 年度	13校 R9 年度
都立知的障害特別支援学校における普通教室数	1,239 教室 H28 年度	学級数分の普通教室を確保 R9 年度
副籍制度の利用率(直接交流又は間接交流実施率)	小52.1% 中29.2% H27 年度	小80%以上 中50%以上 R9 年度

#### <施策の方向性Ⅱ>小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

### 《目指す将来像》

- 小学校、中学校、都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって、着実にその力を伸長させている。
- 発達障害のある児童・生徒に対して、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導・支援が行われ、児童・生徒一人一人が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けている。

### 《政策目標》

事 項	推進計画(第二期) 策定時	推進計画(第二期) の目標値		
都と連携し、計画的・継続的に特別支援学級の専門性向上に取り組んだ区市町村数	モデル実施 (9区市町)	H24 年度	全区市町村	R9 年度
学校生活支援シート(個別的教育支援計画)の作成が必要な児童・生徒がいる学校のうち、作成済みの学校の割合※ (小学校、中学校、都立高校等)	小84.5% 中80.2% 高37.7%	H27 年度	小100% 中100% 高100%	R9 年度
小学校における特別支援教室の導入校数	602校	H28 年度	全校導入済	R9 年度
中学校における特別支援教室の導入校数	モデル実施 (4地区45校)	H28 年度	全校導入済	R9 年度
全都立高校等における通級による指導に係る仕組みの整備	パイロット校 実践準備	H28 年度	運用	R9 年度

※ 本人及び保護者が、学校生活支援シート作成の必要性について十分に理解した上で、それでもなお作成を希望しない場合については、本目標値の対象から除く。

### <施策の方向性Ⅲ>変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

#### 《目指す将来像》

- 主権者教育、防災教育の充実やICT機器の活用など、社会状況の変化に即した特別支援教育を推進することで、障害のある幼児・児童・生徒が、変化する社会に的確に対応しながら、自立して生きるための力が育まれている。
- 障害のある幼児・児童・生徒が、スポーツや芸術活動への取組を通じて自己実現の場を広げ、その才能を十分に発揮するとともに、豊かな心や健やかな体が育まれている。
- 障害のある幼児・児童・生徒が、東京2020大会に様々な形で関与することを通じて、豊かな国際感覚を醸成し、経験や感動を将来の意欲へとつなげるなど、幼児・児童・生徒一人一人に人生の糧となる掛け替えのないレガシーが残されている。

〈政策目標〉

事 項	推進計画(第二期) 策定時	推進計画(第二期) の目標値
地域や関係機関と連携した宿泊防災訓練を実施した都立特別支援学校数及び参加児童・生徒・教員数	34校 1,719人 (単年度)	H28 年度 全都立特別 支援学校 累 計 30,000人 H29 ～R9 年度
スポーツ教育推進校に指定した都立特別支援学校において、障害者スポーツの全国大会に出場し、入賞した生徒・チーム数	3人・ チーム	H27 年度 35人・ チーム以上 R9 年度
障害者スポーツの振興に向けた施設整備を実施した都立特別支援学校数	5校	H28 年度 50校以上 R9 年度
アートプロジェクト展に応募する児童・生徒数及び特別支援学校数	830人 44校	H28 年度 1,200人 全都立特別 支援学校 R9 年度
オリンピック・パラリンピアン等の派遣により、児童・生徒とアスリートの直接交流を実施した都立特別支援学校数	累計13校	H28 年度 全都立特別 支援学校にお いて1回以上 R9 年度

〈施策の方向性IV〉特別支援教育を推進する体制の整備・充実

〈目指す将来像〉

- 特別支援教育に対する意欲に満ちあふれ、教科や自立活動の指導に精通した専門性の高い教員が多数育成されている。
- 都教育委員会及び区市町村教育委員会の相談機能が強化されるとともに、保護者の意向を踏まえながら、客観性や透明性の高い仕組みによる就学・入学決定が行われることで、障害のある幼児・児童・生徒が、その能力を最大限に伸ばすることができる学校で学んでいる。
- 保護者や地域に信頼される学校づくりの取組や教育、保健、医療、福祉、労働など関係機関の連携が充実するとともに、地域や都民の共生社会への理解が進むことで、障害のある幼児・児童・生徒を、社会全体で支援する体制が強化されている。

〈政策目標〉

事 項	推進計画(第二期) 策定時	推進計画(第二期) の目標値
特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率	65.3%	H27 年度 100% R9 年度
特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率	小29.9% 中20.9%	H27 年度 小66% 中53% R9 年度
学校経営診断を受けた都立特別支援学校数	累計42校	H28 年度 全都立特別 支援学校 R9 年度
区市町村教育委員会の当初の就学先の判断と保護者の意向が異なる事例の割合	9.5%	H27 年度 5%以下 R9 年度
区市町村相談担当者向け研修の累計受講者数	890人 (単年度)	H28 年度 累計 15,000人 H29 ～R9 年度
特別支援教育の理解促進に向けた行事への参加者数	年間平均 約3,000人	H25 ～H27 年度 累計 35,000人 H29 ～R9 年度

#### (4) 推進計画（第二期）第三次実施計画における主な取組

##### <施策の方向性Ⅰ> 特別支援学校における特別支援教育の充実

- 教職員等の手話技能向上に向けた取組
  - ・ 教職員等の手話技能向上のための校内研修等に、講師として手話通訳士等を招へいする活動に取り組んでいきます。
- 職業教育の充実
  - ・ 生徒の実態や進路希望等が多様化してきていることから、教育課程編成方針の見直しを含む検討を行っていきます。
- 施設整備計画
  - ・ 教育環境の充実に向けて、特別支援学校の新設や校舎の増改築、可動式間仕切り教室の活用など多様な手法を組み合わせ、迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていきます。
- 視覚障害特別支援学校における歩行訓練士の活用
  - ・ 視覚障害特別支援学校の教員の専門的指導力向上に向け、歩行訓練士の資格を持つ外部の人材の活用を実施します。
- 新たな考え方に基づく施設整備の展開
  - ・ 「東京都立特別支援学校の施設整備等在り方検討委員会」の議論を踏まえ、施設の新築や改築等の際に、対象の学校を取り巻く環境等を勘案し、学校関係者等と調整しながら、以下の手法を取り入れていきます。
    - ① 知的障害特別支援学校の高層化
    - ② 普通教室面積の弾力的な取扱い
    - ③ 中庭等を活用した小規模・分散型による屋外運動場の設置
    - ④ 児童・生徒数の増加に応じた緊急的な増築棟の設置
    - ⑤ 多様な学習内容等に対応できる柔軟な教室の設置
- 医療的ケア児への支援の充実
  - ・ 医療的ケア児専用通学車両の運行や、入学後の保護者付添いの短縮化、学校看護師の確保拡充等の取組により、引き続き医療的ケア児への支援の充実を図っていきます。
- 聴覚障害特別支援学校における放課後の居場所づくり
  - ・ 聴覚障害特別支援学校の空き教室等を活用し、児童等が安心して過ごせる放課後の居場所づくりを試行的に実施します。
- スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実
  - ・ 令和7年度から3年間にわたり、これまで配置のなかった全ての特別支援学校へスクールカウンセラーのモデル配置を実施し、特別支援学校における活用の有用性について更に検討していきます。

##### <施策の方向性Ⅱ> 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

- 特別支援教室の円滑な運営
  - ・ 特別支援教室における充実した指導を実現するため、引き続き運営指導員等による指導・助言を行うとともに、在籍学級で安心して過ごせる体制の充実を図っていきます。
  - ・ 発達検査については、優良な取組事例の情報共有を行うなど、児童・生徒

が必要な検査を円滑に受けられるよう、取り組んでいきます。

- ・ 特別支援教室入室に係る判定委員会の安定的な開催を支援するため、臨床発達心理士等の判定委員会への派遣を実施していくとともに、発達障害の理解促進に向けた研修動画を継続して作成していきます。
- センターの機能を活用した小・中学校教員の専門性向上
  - ・ 担当教員を対象とした研修の実施や、センター的機能専門員による区市町村立小・中学校への巡回等の取組を通じて、センター的機能を活用した小・中学校等における特別支援教育の推進・充実を図っていきます。
- 長期入院中の生徒に対する学習機会の保障
  - ・ 都立高校に在籍する生徒が、長期入院中に在籍校での学習の継続を希望する場合に、オンラインを活用した授業配信等により、単位認定を受けられるように支援する事業について、試行実施の結果を踏まえ、取組の充実を図っていきます。
- 通級による指導の充実
  - ・ 「都立高校における発達障害教育の手引き」を活用するなど、通級による指導の更なる充実を図っていきます。また、発達障害のある生徒に必要な支援が行き届くよう、効果的な取組の紹介や校内体制づくりの強化に向けた検討を行っていきます。
- 都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの整備
  - ・ 「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」においては、今後、地区拠点校や都立高校の特別支援教育コーディネーターへの指導・支援を強化し、発達障害のある生徒の一人一人の特性等を踏まえた教育活動の一層の充実を図っていきます。
- キャリア支援プログラムの実施
  - ・ 発達障害等のある都立高校等の生徒に対し、民間企業と連携し、就労や進学を見据えた学習やインターンシップの実施により、就労で生かせる自分の強みや課題を把握し、その強化や改善に向けた指導等を行うことにより、将来希望する進路の実現につなげられるよう支援していきます。

### ＜施策の方向性Ⅲ＞変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

- 特別支援学校と都立高校等の協働的な取組
  - ・ 令和7年度から、隣接・近接する都立特別支援学校と都立高校の各5校で、障害のある生徒等と障害のない生徒が日常的に共に学ぶ環境の整備に向け、従前どおり高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領を基準とする教育課程を編成しながら、生徒等の個々の発達段階に応じた特別支援学校と都立高校との協働的な取組を実施します。
- 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究
  - ・ 重点地区に指定した自治体の小・中学校において、異校種期限付異動により配置された特別支援学校の教員が指導を担うなどにより、特別支援教育の専門性向上等に取り組んでいきます。
- インクルーシブ教育支援員の配置
  - ・ 小・中学校において障害のある児童・生徒の学習支援等を行う「インクル

ーシブ教育支援員」の配置に係る費用の補助を通じ、区市町村の取組を支援していきます。

- 特別支援学校における図書館システムの導入
  - ・ 都立特別支援学校間で蔵書の相互貸借を可能とするなど、都立特別支援学校図書館の環境を整備し、読書活動の充実を図っています。令和6年からは、学校図書館専門員配置モデル事業を実施し、その成果の検証を行うとともに、外部専門家も活用しながら学校図書館の読書環境の充実に向けた支援を実施していきます。
- 特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実
  - ・ 児童・生徒の安全・安心な登下校に向けた取組を継続するとともに、今後、研究指定校に位置情報探索機器を貸与し、有効な活用方法を検討するモデル事業を実施します。
- デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発
  - ・ 障害種別や年齢・発達段階に応じた学習者用デジタル教科書やデジタル教材の活用の工夫と効果的な指導方法について、具体的な事例を普及していきます。また、今後も都独自にデジタル教材の開発を進め、児童・生徒の実態に応じた教材が選択できるよう内容の充実を図っていきます。
- デフリンピック大会開催を契機とした聴覚障害教育の推進・理解啓発
  - ・ ろう学校へのデフアスリートや国際手話通訳者等の派遣事業を通じた聴覚障害教育の充実を図るとともに、ろう学校の児童・生徒の意見を取り入れながら作成した聴覚障害理解に関する映像教材の配信により、聴覚障害への理解啓発を推進していきます。
- 障害者アートの理解促進
  - ・ 都内の特別支援学校に在籍する芸術に優れた才能を有する児童・生徒の発掘や、障害者アートに関する理解促進を目的としてアートプロジェクト展を引き続き開催するとともに、障害者アートへの理解を一層促進していくため、公式サイトを開設し、作品の魅力を広く発信していきます。

#### <施策の方向性IV>特別支援教育を推進する体制の整備・充実

- 異校種人事ネットワークの構築
  - ・ 特別支援学校と小・中学校間で異校種期限付異動を行っている教員同士が、好事例を共有する連絡会や研修を実施するネットワークを構築し、専門性を発揮する教員を支援していきます。
- 特別支援学級中核教員の認定
  - ・ 特別支援学級での勤務経験や一定の専門性を有する教員を「特別支援学級中核教員」として認定し、特別支援学級の運営を充実させるとともに、校内の特別支援学級担当教員の育成を図っていきます。
- 特別支援教育に関する指導経験を踏まえた教員の専門性向上
  - ・ 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」において、新たに特別な配慮や支援を必要とする子供への対応に関して各職層に求められる素養等の基準を示すなど、より一層の人材育成を進めるための方策を検討していきます。

- 特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援
  - ・ 障害のある児童・生徒に対する理解を深め、特別支援教育に携わる教職員の専門的資質の向上を図ることを目的として、教員や地域住民等を対象とした研修を引き続き実施していきます。
- 就学相談の機能充実
  - ・ 就学に向けた手続の円滑化を図るとともに、都・区市町村・特別支援学校による継続した教育相談を実施する仕組みや、「学びの場」の柔軟な見直しの手立てを構築していきます。
- 民間等の活用による企業開拓
  - ・ 実習先企業の拡大や就労先となる企業の開拓を引き続き進め、生徒の自立と社会参加に向けた支援に取り組んでいきます。
- 特別支援学校と放課後等デイサービス事業所との連携
  - ・ 校外においても児童・生徒が安全に安心して過ごせるよう、日頃から特別支援学校と放課後等デイサービス事業所との連携を図っていきます。
- 特別支援学校等卒業後の学びの充実
  - ・ 特別支援学校等を卒業した障害のある人と大学生等が交流し、共に学ぶことができる、新たな学びの場を作っていくとともに、生徒一人ひとりの適性や意向に応じた進路選択が更に充実するよう、特別支援学校の生徒の卒業後の進路に関する調査を実施します。
- 「インクルーシブな学び」プログラム事業の実施
  - ・ 共に学び、共に生きるために必要なインクルーシブ社会の担い手を育成するための取組を実施します。都立高校では、障害のある方や高齢者を招いての講演やアートやスポーツ等を活用したプログラム、都立特別支援学校では、インクルーシブなアート、スポーツ系プログラム等を体験します。

### 3 「TOKYO ACTIVE PLAN for students」

人生100年時代を迎え、生涯を通じて健康に生活するためには、人間のあらゆる活動の源である体力を高めることが重要である。

これからの子供の体力向上に向けた取組については、運動の多様な関わり方（する・みる・支える・知る）を踏まえた取組を充実させるなど、時代のニーズや社会状況の変化に対応する観点から見直していくことが大切である。このため、令和2年度から2年間、学術研究等の学識経験者、学校関係者等の協力を得て、「総合的な子供の基礎体力向上方策作成委員会」を設置し、新たな総合的な子供の基礎体力向上方策について検討を行った。その検討を踏まえ、東京の子供たちが楽しみながら運動やスポーツに参画し、体力を高めることを目的とした、「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を策定した。

#### (1) 体力向上施策の方向性

- ① 個に応じて、運動やスポーツの多様な楽しみ方を学ぶことができる体育（保健

体育)の授業を実践

- ② スポーツの関係団体等と連携し、運動習慣が定着する取組を推進
  - ③ 専門家等と連携し、運動、食事、休養及び睡眠等の生活習慣の大切さを伝える健康教育を推進
  - ④ 誰もが楽しめる、多様なニーズに応じた運動をする機会を創出
  - ⑤ 多様なスポーツとの関わり方を学び、関心を高める取組を推進
- これらの施策により、子供たちの「運動をするための体力」と「健康に生活するための体力」が結果として高まっていく。

## (2) 具体的な取組

### 【PROJECT 1】個別最適な学びを実現する授業の実践

- ①学習ログ(体力テスト結果を含む)の蓄積、分析できるシステムの構築
- ②デジタル技術等の活用による「教え方」や「学び方」の充実

### 【PROJECT 2】スポーツライフの推進

- ①地域社会の力を活用した多様な運動機会の創出
- ②子供自らが運動習慣の定着を図る取組の充実

### 【PROJECT 3】健康的な生活スタイルの確立

- ①専門的な外部指導者等と連携した健康的な生活スタイルを確立する取組の推進
- ②子供が自ら健康的な生活習慣の定着を図る取組の充実

### 【PROJECT 4】多様なニーズに応じた運動部活動の充実

- ①関係団体等と連携した誰もが楽しめるスポーツを実施
- ②科学的なトレーニングの導入

### 【PROJECT 5】東京2020大会レガシーの浸透

- ①オリンピックやパラリンピアン等の参画による取組の実施
- ②パラスポーツ等の取組を推進

## 4 いじめ総合対策【第3次】

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立したことを受け、都は、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、同年7月、公立学校・私立学校を対象とした「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定した。

都教育委員会は、平成26年7月に都内公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定した。平成29年2月に同対策を改訂し、「いじめ総合対策【第2次】」を策定した。さらに、令和3年2月「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」、令和7年6月「いじめ総合対策【第3次】」を策定した。

### (1) 対象等

## ア 対象

都教育委員会、区市町村教育委員会、都内公立学校

## イ 実施期間

令和7年7月から令和11年3月まで

## (2) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかなければならない。

## (3) いじめ防止の取組を推進する6つのポイント

- ・ポイント1 軽微ないじめも見逃さない  
 ≪教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知≫
- ・ポイント2 教職員が一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む  
 ≪「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応≫
- ・ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す  
 ≪学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実≫
- ・ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする  
 ≪自己指導能力、多様性等を認め合う態度の育成≫
- ・ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る  
 ≪保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進≫
- ・ポイント6 社会総がかりでいじめに対峙する  
 ≪地域住民、関係機関等との日常からの連携≫

※上記の6つのポイントを踏まえて、いじめ防止の取組を推進するに当たっては、以下の3点について、教職員はもとより、保護者、地域住民、関係機関等から十分な理解を得ておくことが必要である。

- ・いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ・いじめの行為の重大性や緊急性（加害の子供の故意性、継続性等を含む。）及びその行為を受けた子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ・行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

#### (4) 4段階の具体的な取組

- ・未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～
- ・早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～
- ・早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～
- ・重大事態への対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

#### (5) いじめ防止のための「学習プログラム」

いじめに関する授業で活用するための指導事例・教材

- ・学習1 いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成
- ・学習2 互いの個性の理解
- ・学習3 望ましい人間関係の構築
- ・学習4 規範意識の醸成

#### (6) いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」

全ての学校で実施することが義務付けられている校内研修の取組事例

- ・研修1 「いじめ」の定義の確実な理解
- ・研修2 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進
- ・研修3 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組
- ・研修4 いじめを生まない環境づくり
- ・研修5 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組
- ・研修6 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携
- ・研修7 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知
- ・研修8 いじめの早期発見のための情報共有
- ・研修9 自己の取組を点検するレーダーチャートの活用
- ・研修10 いじめの解消に向けて効果のあった取組

## 5 東京都子供読書活動推進計画

### (1) 第四次計画策定までの国と都の動き

- 平成13年12月【国】「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行
- 平成14年 8月【国】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次)策定
- 平成15年 3月【都】「東京都子ども読書活動推進計画」策定
- 平成20年 3月【国】「第二次基本計画」策定
- 平成21年 3月【都】「第二次東京都子供読書活動推進計画」策定
- 平成25年 5月【国】「第三次基本計画」策定

平成27年 2月【都】「第三次東京都子供読書活動推進計画」策定

平成30年 4月【国】「第四次基本計画」策定

令和 3年 3月【都】「第四次東京都子供読書活動推進計画」策定

## (2) 第四次東京都子供読書活動推進計画

### ア 計画期間

令和3年度から令和7年度までのおおむね5年間

### イ 基本方針

(ア) 学校(園)、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していく。

(イ) 都の第三次計画での考え方を基本としつつ、国の第四次基本計画や、昨今の読書に関わる動向を踏まえ、次の4点を本計画の目指すものとする。

### ウ 計画の目指すもの

(ア) 乳幼児期からの読書習慣の形成

国の第四次基本計画において、高校生の不読率が改善しない原因として「中学生までに読書習慣の形成が不十分」とであると分析されていること、また、都においても高校生の不読率は、小・中学生と比べて依然として高い状況にあることから、発達段階ごとの読書習慣の形成に向け、友人同士で本を薦め合う等、読書への関心を高める取組を推進する。

a 不読率(※)の更なる改善

引き続き、令和7年度までには平成25年度からの半減を目指す。

※不読率…1か月に1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合

	平成25年度	→	平成31年度	→	令和7年度
小2	2.6%	→	2.9%	→	1.3%
小5	5.4%	→	4.2%	→	2.7%
中2	13.2%	→	9.9%	→	6.6%
高2	31.8%	→	30.6%	→	15.9%

b 区市町村での計画策定

令和7年度までには都内の全ての自治体で計画が策定できることを目指す。

(イ) 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進

学習指導要領において、言語活動の充実及び学校図書館を利用した児童・生徒の自主的、自発的な学習活動・読書活動の充実が規定されていることから、学校全体での読書活動、学校図書館活用の推進、学習活動における学校図書館の利活用の推進を目指す。

(ウ) 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進

「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律(読書バリアフリー法)」

の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての子供が等しく読書を行うことができるよう、学校、公立図書館等において、個々の障害に応じたニーズを踏まえ、読書環境整備の更なる推進を目指す。なお、読書環境の整備・充実に当たっては、障害以外にも、日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童生徒等、多様なニーズに配慮する。

(エ) 読書の質の向上

一人一人の興味・関心に合った本を読み、読書の幅を広げ、読解力の向上を図るための「読書の幅の拡大」、及び読書に喜びを感じたり、目的をもって本を読んだり、考えを深めたり、他人に伝えたりするための「読書に主体的に関わる態度の育成」を図ることを目指す。

エ 発達段階に合わせた取組

(ア) 乳幼児の読書活動の推進

乳幼児期からの読書の大切さや読み聞かせの有効性についての情報を発信し、啓発を行うと共に、家庭や地域における読書活動を推進する。

(イ) 小・中学生の読書活動の推進

読書を楽しいものと感じ、様々な種類の本に触れ、目的に応じて本を読むことができるよう、子供の発達の段階に応じた取組や、読書で得た喜びや感動等を自分の言葉等で表現できる場の設定を推進する。

(ウ) 高校生等の読書活動の推進

学年が進行するごとに不読率が高まる傾向を踏まえ、短時間でも継続して読書ができる環境づくりや、自己の興味・関心に応じた読書ができるような働きかけなど、学校・学級での読書活動の取組を推進する。

(エ) 特別な配慮を必要とする子供の読書活動の推進

障害のある児童・生徒や、日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童生徒等が豊かな読書活動をしていけるよう、一人一人の実態に応じた指導や支援方法の工夫、読書環境の整備を推進する。

オ 読書活動推進の基盤づくり

区市町村における子供読書活動推進計画の策定・更新への働きかけ、読書活動推進状況等の調査、読書活動を支える人材の育成、子供の読書活動に係る啓発・広報等を行う。